

2015年 第126号 (平成27年6月発行)

◆ Contents

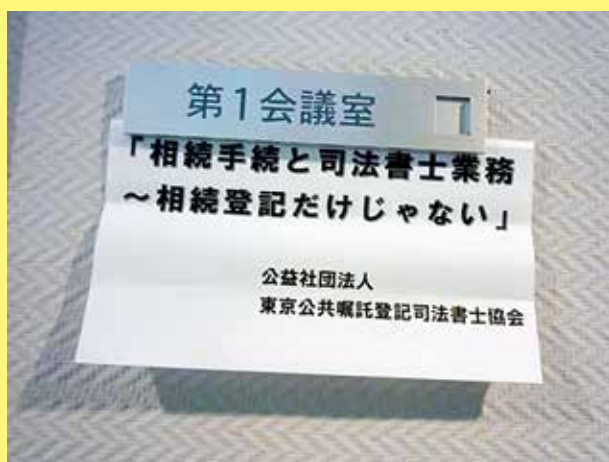
研修報告	1
案件処理奮闘記	3
登記リスペクト	5
法務局周辺探訪	6
新入社員紹介	8
編集後記	8

研修報告

新人研修会

「相続手続と司法書士業務」に参加して

去る2月25日、司法書士会館にて表記研修を受講した。東京公共嘱託登記司法書士協会は、主として新人司法書士を対象とする研修会を毎月開催しているところ、今回の研修会もそのなかのひとつである。講師は、杉並地区幹事で東京司法書士会理事も務められている新井基氏である。



会場は、司法書士会館5階 第1会議室

年9月に司法書士登録したばかりの新人司法書士であるが、補助者経験はない。ただ、20数年前から税理士業務を営んでいることもあり、司法書士として独立開業することについて躊躇はなかった。

しかし、いざ開業して実務に踏み込んでみると、細かなところで疑問点が沸々と湧き上がってくる。同期の方に気軽に質問というわけにもいかず、インターネットでの検索や法務局に直接尋ねたり、他の研修会終了後にすでに司法書士事務所に勤められている同期の友人とお茶を頂くついでに実務の話で盛り上がるものの、お互い補助者経験のない新人同士でもあり、自信ある解決とまではなかなかいくものでもない。そのような時、標記の研修会は、実務に大変力になってくれた。

2月は、遺産整理業務および相続登記業務の依頼があり、いずれもはじめて経験する種類の業務であった。

研修会資料の委任状、職務上請求書の書き方の見本、遺産分割協議書などはそのまま使わせていただいている。また遺産整理業務の報酬を決定するために、相続手続報酬基準を参考とさせていただいている。

私自身、平成25年度合格の後、配属研修を経て昨

また、職務上請求書1号様式の使用上の注意点を指摘いただき、昨年受講した新人のための司法書士倫理研修が思い出され、身の引き締まる思いであった。これから初めて1号様式を使用するところだったので丁度よかった。確かに戸籍謄本等は1通ずつで十分間に合う。また、受験の時は、相続登記の添付書面として登記原因証明情報と回答していたが、実務でもこれでよいのか？原本還付の請求はどのようにして行うのか？同一管轄の不動産登記で所有権移転登記と持分移転登記は一括申請できるのか？固定資産税評価証明書の面積と登記簿上の面積が異なっている場合の計算方法など、懇親会までにわたり、新井先生からは趣旨も踏まえて丁寧に回答していただいた。



皆さん真剣な研修風景

また、遺産整理業務に関連して、司法書士法施行規則31条業務について、他の士業と重複する部分もあり、付随業務として行ってよいものかどうかについても質問した。

20数名の少人数の研修会であるからこそできる相談であるが、講師の先生は惜しみなく答えてくださった。開業間もない新人司法書士にとって、最も役立つ研修会の一つだと思う。新井先生はじめ講師の先生方、そしてこのような研修会を主催された公嘱協会には感謝申し上げたい。

(文 渋谷地区 白 稲子)

■ 新人研修会の講師を務めて・・・

公嘱協会では、新人向け研修として、不動産登記業務から「不動産決済立合」「相続」、商業登記業務から「会社設立」「役員変更等、設立後の会社」という4テーマを1サイクルとして開催している。今回、私が担当させて頂いたテーマは、ズバリ「相続」である。集まってくれたのは、殆どが昨年、若しくは一昨年の合格者たち。皆、独立心に富み、知識欲旺盛で非常に私自身も楽しめた。

マーケットは、司法書士業務の花形？「不動産決済」のみではなく、他にも十分にあるという事、又、司法書士業務の範囲の広さ、司法書士法施行規則第31条を活用した「相続業務」の幅の広さに重点を置いた。

今回の研修は、新人諸氏において、「21世紀の司法書士像」を模索、創作すべく、一つの「キッカケ」となればと考え構成した。

研修後の懇親会（いわゆる「飲み会」）では、受講生の方も参加していただき、あまり大きな声ではしゃべれない実情、裏話し等も話すことができ、ざっくばらんな楽しいひと時を過ごせた。

もし本稿を読み、公嘱協会の新人研修に行ってみようかな？と思ったならば、是非、研修後の懇親会にも参加してみてほしい。なぜなら、研修～懇親会・・・このセットが、公嘱協会の開催する新人向け研修の正式なカリキュラムなのだから・・・の、筈だ・・・（もちろん、ウーロン茶で一杯、もOKさ！）

(文 杉並地区幹事 新井 基)



案件処理奮闘記



公嘱との出会い・・・

私は、平成24年に司法書士試験に合格し、実務経験が乏しいなか開業したものの、時間とヤル気だけを持って余した日々を過ごしていました。そんな生活に変化をもたらしたのが東京公共嘱託登記司法書士協会（以下「公嘱」という）です。合格時から公嘱の存在を認識していたものの、人付き合いが苦手な自分は中々その門を叩くことが出来ませんでした。

「嘱託絡みの仕事をもらえるみたいだよ～。でも会費が回収できるか微妙だね～」などという同期の間で耳にした噂以外のイメージは何も持ち合わせておらず、実際のところどのような団体なのか全く分かっていませんでした。

そんな私が公嘱に足を踏み入れたきっかけは、新人へ向けた研修会です。その日は北・荒川地区幹事の片桐弘乃先生の相続に関する内容でした。戸籍の集め方や読み方を中心に登録免許税の計算、依頼人との対応に至るまで、司法書士業務としては基本中の基本事項かもしれませんが、実務経験の乏しい新人にとっては、非常にためになるものでした。研修後の懇親会で愉快的な諸先輩方から丁度相続に関する案件があると聞きました。勉強したての知識をすぐに活用できるチャンスと思い、即座に入会を決意したのです。



恐るべき99ヶ年地上権

場所は、東京都奥多摩町、大正元年8月1日、役

場所有の山林を地元住民に有効活用してもらうため、存続期間を明治43年11月9日から99年とする地上権設定契約が締結されました。平成21年に99年の存続期間の満了を迎えた当該地上権を抹消することが目的です。

設定時から100年以上が経過しており、その間ほとんど手を付けられていない当該地上権に対し、数次に発生している相続登記を行い、その後抹消する。

作業の流れは理解したものの、実務上どんな問題があるのか？という点では何一つ想像もつきませんでした。実際に作業に関わっていくと、様々な問題を目の当たりにすることになりました。



緑豊かな奥多摩湖。

遠くに見える山々に、消滅した地上権があるとのこと・・・

最初に与えられた仕事は相続関係説明図の作成です。膨大な量の戸籍から相続関係を把握し、必要な戸籍等が全て揃っているかどうかを確認しながら、被相続人及び相続人を確定させる。研修で習ったばかりだったので作業を進めていくことはできましたが、私にとって手書きの戸籍は他国の書類かと思ってしまうくらい解読困難な代物でした。私が解読できなくても、ここには共に作業を行っている先輩方がいらっしゃいます。他にも判断に迷っていると先

輩がアドバイスをくれました。自分の作業をしながらも周囲に目を配る。このような点も、普段一人で仕事をしている私にとって、とても勉強になりました。そして、質問できる先輩ができたことはとても心強いです。質問があるたびに作業を中断させてしまったにも関わらず、気さくに答えて下さった先輩方には、今なお尊敬と感謝の念を忘れません。『天保』という元号を見ることができたのも、この案件ならではだと思います。

3通目の相続関係説明図作成の時でした。戸籍の附票を調査していたところ、相続人の住所で『タイ国』という記載に出くわしました。もともと渉外業務に興味があった私は、先輩方にその旨説明し、当該相続人の追跡調査を行いたいと申し出ました。すると、快諾を得られたばかりか、「他にも海外に出たきり足取りの掴めない者がいるのでまとめて調査してくれないか？」と言われ、渉外チームを編成してくれました。

海外居住の日本人の追跡調査にあたり、何から手を付けるか考えていたところ、チームの班長から外務省の『所在調査』がある。との助言を頂きました。調べてみると、前提として親族等への聞き取り等の調査が必要であることがわかりました。「なんだか刑事みたいで面白そうだ」などと感じながら連絡を取ろうとしたところ、直接連絡する前に、委託者である役場の了承を得ることになりました。

やるべき作業が見えているのに着手できないジレンマとの戦いでしたが、これが組織の中で作業を行うということだと知りました。この点も、事務員もいない個人事業主は忘れがちなことではないでしょうか。様々な調査の甲斐あって、地上権抹消への手続は着々と進行しておりますが、本案件は今なお継続中であります。



遠足気分になりそうな、のどかな奥多摩駅舎。
公嘱理事らは、本案件で何度も足を運んでいます。

■一人前そして一流を目指して

公嘱社員となって、まもなく1年が経とうとしています。先輩方と作業を共有させて頂いたおかげで、司法書士として、業務に取り組む姿勢や考え方、さらには組織に属した際の動き方等、多くのことを学ぶことができました。複雑怪奇な案件に携わることで自信がついたのか、個人的な依頼も増え、何とか生計を立てることができています。そして、何より一番良かったことは自分の方向性を固めることができたことです。

不動産や商業の登記案件、後見業務、簡裁訴訟代理等、司法書士の業務は多数ありますが、そこに新人が参入していくには、何かに特化することが有効なのではないでしょうか？私の場合は、それが渉外業務でした。それを見つけるためには、多くの人達の意見を聞き、多くの案件に関与することが近道だと思います。

あなたも公嘱に入会し、自分に合ったオリジナルの司法書士を目指してみてはいかがでしょうか！

(文 台東地区 大高潤司)



登記リスペクト

先日、ある会社から、所有不動産に設定されている根抵当権の債務者の変更登記の依頼を受けた（原因は本店移転）。早速、登記情報で登記の内容を確認してみると、根抵当権者は、外国会社で、本店とともに日本における営業所も登記されていた。今度は、その会社の登記情報を確認してみる。すると、その日本における営業所は、すでに移転されていた。さて、この場合、変更登記の前提として、根抵当権者の日本における営業所の移転の登記をしなければならないだろうか。

結論としては、「本店」に変更がないので、不要ということになるだろう（代表者事項証明書にも「本店」のみしか記載されないの、日本における営業所の移転の有無は代表者事項証明書からは、判別できない）。この点は銀行等における取扱店が変更になっていても、取扱店の変更登記を経ずとも、変更登記ができるのと同じである。ただ、取扱店の変更は、商業登記記録には現れないが、外国会社の日本における営業所の移転は、商業登記記録（履歴事項）に記録されているという点で、違いはある。

では、仮に日本における営業所の移転の登記を行うとしたら、その登記の目的や、登記原因はどのようになるだろうか。銀行等の取扱店の変更と同様だと解するならば、登記の目的は「○番根抵当権変更」

で、原因は特に記載する必要はなく、根抵当権者の単独申請による「変更」登記ということになる。

また、登記名義人住所変更ととらえるならば、登記の目的は「○番根抵当権登記名義人住所変更」で、原因は、「年月日 日本における営業所移転」となり、

いわゆる「名変」の登記をすることとなる。少し調べてみたが、どちらが正しいか明確にしている書籍等は見当たらなかった。因みに、不動産の登記記録では、前者のように記録している例も、後者のように記録している例も見つかったことがある。

今回は、結局、「営業所の移転」の登記は行わなかったのだが、普段外国会社がかかわってくる登記はほとんど扱わないため、「営業所の移転」があったために、とても苦労したような気がした。

ところで、上記のような事例で頭を悩ませていた頃に、当協会主催の現役登記官による「登記名義人の住所氏名等変更」に関する研修が行われるという案内をいただいた。ひとくちに「名変」といっても、大変奥が深く、判断に迷うものも多い。その意味でこの研修は大変意義深いものであると思う。これからも、社員の要望に応えるような研修を行っていただけたらと思う。

（文 渋谷地区 熊田隆之）

法務局周辺探訪

皆さん、こんにちは！

このコーナーは、我々司法書士に馴染みの深い「法務局」周辺のお奨めの店を、各地区所属の公嘱社員がご紹介してみよう！というものです。オンライン申請も盛んになっており、法務局に足を運ぶ機会は減っているかもしれませんが、ご自身の足で行くときは、折角なので美味しいランチの計画でも立ててみてはいかがでしょうか？

記念すべき第1回にご紹介するのは、皆大好きラーメン！ということで杉並法務局の近くにある「ピンギリ」さんです。



お店外観



店主。Tシャツからも分かるとおりバンドマンです。

ピンギリラーメンのカテゴリーは誰でも食べた事のある「坦々麺」です。ですが！普通の坦々麺ではありません。「勝浦タンタン麺」という珍し〜いラーメンをいただけるのが特徴なのです。

都内で勝浦タンタン麺が食べられるのは、筆者の知る限りではここだけです！マイルドな普通の坦々麺を想像していると、ラー油の刺激に驚くはず。

更に、本場の勝浦タンタン麺はラー油のみでシンプルに味付けするお店が多いのですが、ラーメン激戦区荻窪に店を構えるピンギリでは旨味と辛味の詰まった絶品肉そぼろと花山椒でコク深いスープを作っています。麺も有名製麺所の縮れ細麺で歯応え満点です。



こちらが、その勝浦タンタン麺。
辛さの中に、美味あり！

今回ピンギリをご紹介しよう！と思った一番の理由は「営業時間」です。日曜定休で、かつ12時から14時半までしか営業していないのです。普通に来訪する機会はなかなか訪れにくい「幻の店」と言っても良いのでは？お昼時に杉並法務局に来たらチャンスです！

いざ実食！の際に注意していただきたい点を数点。
①スープが真っ赤で紙エプロンなしなので、Yシャツ汚れに注意！

②辛くない普通の坦々麺も美味しいです。辛い物苦手な方は無理せずそちらを。

③絶品肉そぼろは最初ドンブリの底に沈んでいます！麺を天地ひっくり返して良く混ぜる。麺に肉そぼろが絡みついた状態がベストです。結構出されたまま食べてむせているお客さんが多いんですが、辛味油が上の方に、旨味肉が下の方にあるので混ぜないで食べればむせます。逆に混ぜるとそんなに辛くないんです。焦らず混ぜてから食べましょう！…ウマイですよ〜！

（取材及び文 杉並地区 伊坂 重郎）

皆様のお仕事をお手伝いいたします。

金融・保険事業

司法書士総合補償制度
業務用印紙・現金・小切手等補償制度
事業資金貸付制度
小規模企業共済制度
中小企業退職金共済制度
各種保険の紹介、ローンの斡旋

労働保険 事務組合事業

雇用保険・労災保険事務
事業主の特別加入
保険料の分割納付
労働保険研修会開催

教育情報事業

司法書士手帳の発刊
公式サイトによる情報提供
教育情報誌の編集・出版
組合公式サイトを活用した情報発信
講習会の開催

東京司法書士 協同組合

福利厚生事業

福利厚生制度
(ホテル・レジャー施設等提携)
レクリエーションの企画
百貨店・特約店の提携
TDRとの提携・人間ドック補助

ネットワーク事業

インターネットによる
情報提供
メルマガ無料配信
先例検索・目的辞書
登記原因証明情報 書式撰 等

共同購買事業

業務用必需品
登記関連用紙
書籍・司法書士向ソフト
ギフト・オフィス用品
切手・印紙類

お手伝いします。
お気軽にお問い合せください。



労働保険事務組合

東京司法書士協同組合

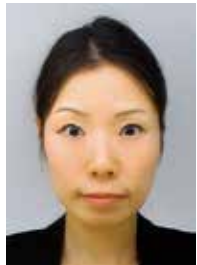
〒160-0003 東京都新宿区本塩町9番地3 司法書士会館2階

Tel 03-3359-0967 Fax 03-3353-8366

<http://www.tsksnet.jp/>

新入社員紹介

新宿地区 内田真由美さん



〈出身地は？〉
横浜市南区
〈趣味は？〉
ベリーダンス・ランニング
料理・フラワーアレンジメント

〈自分を動物に例えたとしたら？〉

「蟻」 常に動き回っているから。

〈既婚or未婚？〉

既婚です。

〈家庭と仕事の両立の秘訣？〉

家族の理解とサポート

〈入社前、後の公嘱のイメージは？〉

既存社員の先生方で組織が出来上がっていて新人は入りづらいイメージでしたが、歓迎していただいたのでイメージは覆されました。

〈人生でうまくやったなあ~と思う事は？〉

上智大学でポルトガル語学科を専攻したこと。それが全て現在に繋がっています。

〈その他、ひとこと〉

渉外案件、特にブラジルに力を入れております。ポルトガル語を武器に現地スタッフと連携を取り、最善の方法で任務を遂行いたします。

台東地区 中村俊介さん



〈出身地は？〉
千葉県柏市
〈趣味は？〉
ネットサーフィン
〈一番感動した、映画、本等、は

何？〉

ハチ公物語、子猫物語、動物モノに弱いです。

〈自分を動物に例えたとしたら？〉

「猫」 寂しがり屋の一人好き。

〈既婚or未婚？〉

既婚です。

〈家庭と仕事の両立の秘訣？〉

家庭ではイエスマンに徹しています。

〈入社前、後の公嘱のイメージは？〉

前：黙って案件の配転を待つ。

後：公嘱の看板を利用し積極的に活動ができる。個人では扱えない案件に接することができる。

〈人生でうまくやったなあ~と思う事は？〉

結婚ですかね。(笑)

〈その他、ひとこと〉

担当案件等でご一緒する機会がございましたら宜しくお願い致します。

編集後記

「ハロハロガーデン第126号」は、デザイン内容を全て一新してみました。今までは、どちらかという自治体等、役所向け広報誌でしたが、本号からは、公嘱協会のことを東京司法書士会会員の皆さんにもっと知ってもらいたく構成しました。本誌を手に取り読んでくださった方々が少しでも公嘱協会に興味を持っていたければ幸いです。

末筆ながら、本誌発行にあたり、お忙しい中、寄稿していただいた方々に感謝申し上げます。

(システム広報委員長 新井 基)